

狩猟者の皆さまへ
事故防止・安全対策の徹底をお願いします

矢先の確認

獲物の確認

脱包の確認

猟装の確認

- 捕獲が禁止または制限されている区域及び期間は、鳥獣保護区等位置図や現地の標識等で確認してください。
- 出猟の際は、委嘱状はもとより、銃砲所持許可証、有害駆除従事者証等の携行を確認してください。
さらに狩猟の場合は、狩猟者登録証、狩猟者記章を携行してください。
- 垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地または作物のある土地において狩猟するときは、あらかじめ土地の占有者の承諾を受けてください。
- 捕獲等にわなを使用する場合は、見やすい場所に標識を設置するなど猟具の設置について入林者等に周知するとともに、錯誤捕獲、人身事故の防止と安全確保のため設置猟具の巡視を徹底してください。
- 山野に入る際は、森林作業員やレジャーで入林されている方がいるということを常に念頭に置きつつ、近隣に公道や人工物がある場合などにつきましても細心の注意を払うようお願いします。
- 捕獲個体は、関係法令に基づき適切な処理をしてください。
- その他関係法令に遵守し事故の防止に万全の注意を払うようお願いします。

【関係法令抜粋】

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(銃猟の制限)

第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)をしてはならない。

2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所(以下「住居集合地域等」という。)においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等(以下「麻酔銃猟」という。)をする場合は、この限りでない。

3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は 電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

(捕獲等又は採取等の許可の申請等)

第七条 法第九条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする事由を証する書面(以下この条において「証明書」という。)を添えて、これを環境大臣又は都道府県 知事に提出して行うものとする。ただし、自ら飼養するため、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合は、証明書を添えなくてもよい。

(略)

七 次に掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨

イ 鳥獣保護区

ロ 休猟区

ハ 公道

ニ 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十一条第一項の特別保護地区

ホ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けた園地であつて、囲い又は標識によりその区域を明示したもの

ヘ 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の原生自然環境保全地域

ト 社寺境内

チ 墓地